第一章 天皇

- 第一条〔天皇の地位・国民主権〕天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。
- 第二条 [皇位の継承] 皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めると ころにより、これを継承する。
- 第三条〔天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認〕天皇の国事に関するすべての行為に は、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。
- 第四条〔天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任〕①天皇は、この憲法の定める国事に 関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。
- ②天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。
- 第五条 [摂政] 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。
- 第六条〔天皇の任命権〕①天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。 ②天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。
- 第七条〔天皇の国事行為〕天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に 関する行為を行ふ。
 - 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
 - 二国会を召集すること。
 - 三衆議院を解散すること。
 - 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
 - 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並に全権委任状及び大使及び公使の 信任状を認証すること。
 - 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
 - 七 栄典を授与すること。
 - 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
 - 九 外国の大使及び公使を接受すること。
 - 十 儀式を行ふこと。
- 第八条〔皇室の財産授受〕皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しく は賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第二章 戦争の放棄

第九条 [戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認] ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国